

令和2年度第2回広島県公務災害補償等認定委員会議事録（概要）

1 日 時 令和3年3月11日（木）から3月29日（月）までの間
（個々の委員に持ち回る方法〔注参照〕により開催）

2 委 員 野田委員長，西委員，岡崎委員，小寺委員

3 議 題 諮問事案について

4 担当部署 広島県総務局福利課補償グループ
TEL（082）513-2265

5 会議の内容

〔諮問事案について〕

次の非常勤職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて審議し、「審議結果」のとおり取り扱うことが適当とされた。

事案番号	被災職員の所属	災害の概要	傷病名	審議結果
1	土木建築局建設事務所	巡視作業中に，歩道が凍結しており，滑って転倒し，右腕の手首を骨折した。	右手三角骨骨折	公務上の災害
2	環境県民局	勤務終了後，帰宅するため駅の改札を出て，エントランスを歩行していたところ，左足でつまずき転倒しかけた際，左足小指を骨折した。	左第5中足骨骨折	通勤による災害
3	土木建築局建設事務所	車で出勤途中に，右折矢印信号が点灯していたにも関わらず，交差点に直進で侵入し，右折してきた相手方の車と衝突し，受傷した。	頸椎捻挫，腰椎捻挫，両肩打撲傷	通勤による災害
4	警察本部生活安全部	出勤途中，自宅マンションの出口のスロープ上を歩いていたところ，雨のため足を滑らせて転倒し，道路に臀部を強打した。	臀部打撲	通勤による災害

〔注〕

公務又は通勤により生じたことが明白な軽易な事案については，当該事案を個々の委員に持ち回る方法により，認定委員会の会議とすることができることとされている（昭和55年9月16日認定委員会決定）。

本諮問事案については，軽易な事案に該当すると考えられたため，上記1の期間中に各委員に持ち回って個別に意見を聞いたところ，疑義なく上記5の審議結果のとおりと認められた。